給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1886号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第６－48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（調整を行う職及び調整する額） **第２条**　（略） ２　職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。 ３　次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げ	（調整を行う職及び調整する額） **第２条**　（略） ２　職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第２に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

る調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員 一般職員勤務時間条例第３条第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

４ 前２項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第２に掲げる額

(2) 前項第１号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第３に掲げる額

（端数計算）

第３条 前条第２項及び第３項の規定による給料の調整額並びに同条第４項に規定する調整基本額に１円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とす

る。

（実施に関し必要な事項）

第４条　（略）

附　則

（施行期日等）

１～４　（略）

（一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

５　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第２条第４項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第１号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第１　適用区分表（第２条関係）

勤務箇所	職員	調整数
（略）		
保健所	１　診療放射線技師免許又は診療エックス線技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する次長、参事、課長、課長代理、副参事、係長、主査、主任、診療放射線技師及び診療エックス線技師（いずれも専任の助手を含む。） ２　（略）	（略）
（略）		
はまぐみ小児療育センター	（略）	
	３～５　（略） ６　診療放射線技師及び診療エックス線技師 ７・８　（略） ９　マッサージ師、理学療法士及び作業療	（略）

（実施に関し必要な事項）

第３条　（略）

附　則

１～４　（略）

別表第１　適用区分表（第２条関係）

勤務箇所	職員	調整数
（略）		
保健所	１　診療放射線技師免許又は診療エツクス線技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する次長、参事、課長、課長代理、副参事、係長、主査、主任、診療放射線技師及び診療エツクス線技師（いずれも専任の助手を含む。） ２　（略）	（略）
（略）		
はまぐみ小児療育センター	（略）	
	３～５　（略） ６　診療放射線技師及び診療エツクス線技師 ７・８　（略） ９　マツサージ師、理学療法士及び作業療	（略）

	法士 10　（略）	
	（略）	
（略）		

備考　この表の職員欄に掲げる職員のほか、定年前再任用短時間勤務職員のうち他の職員との均衡を考慮して委員会が特に必要と認めるものについては、調整数を委員会が別に定める職員として、同表に掲げられているものとする。

別表第２　（略）

別表第３　調整基本額表（第２条関係）

ア　行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円
10級	15,600円

イ　公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ウ　教育職給料表㈡

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
特2級	9,100円
3級	10,200円
4級	12,500円

エ　教育職給料表㈢

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円

	法士 10　（略）	
	（略）	
（略）		

備考　この表の職員欄に掲げる職員のほか、法第28条の４第１項又は第28条の５第１項により採用された職員のうち他の職員との均衡を考慮して委員会が特に必要と認めるものについては、調整数を委員会が別に定める職員として、同表に掲げられているものとする。

別表第２　（略）

3　　級	10,000円
4　　級	12,200円

オ　医療職給料表㈠

職務の級	調整基本額
1　　級	8,900円
2　　級	10,200円
3　　級	11,800円
4　　級	14,000円

カ　医療職給料表㈡

職務の級	調整基本額
1　　級	5,700円
2　　級	6,500円
3　　級	7,300円
4　　級	7,700円
5　　級	8,500円
6　　級	9,700円
7　　級	11,000円
8　　級	12,800円

キ　医療職給料表㈢

職務の級	調整基本額
1　　級	7,100円
2　　級	7,700円
3　　級	7,900円
4　　級	8,200円
5　　級	8,700円
6　　級	9,800円
7　　級	11,100円

ク　研究職給料表

職務の級	調整基本額
1　　級	6,500円
2　　級	7,800円
3　　級	8,500円
4　　級	9,800円
5　　級	11,500円

ケ　福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1　　級	6,000円
2　　級	7,200円
3　　級	7,700円
4　　級	8,700円
5　　級	9,500円
6　　級	10,700円

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、法第22条の４第１項の規定によ

り採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第２条第４項の規定を適用する。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第２条第３項及び第４項の規定を適用する。

４　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第14条又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。次項において「市町村立学校職員給与条例」という。）第14条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和４年改正条例附則第３条第１項又は第４条第１項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和４年改正条例第１条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号。以下この項において「旧条例」という。）第３条に規定する年齢（令和４年改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に新たに設置された職及び条例施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が条例施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第２条及び第３条並びに前２項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則第２条第３項第１号に定める額を、同項第２号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

５　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）による改正前の法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第３号に掲げる職員を除く。）　施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）　施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和４年改正条例第４条の規定による改正前の一般職員給与条例（以下「旧一般職員給与条例」という。）又は第６条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例（以下「旧市町村立学校職員給与条例」という。）及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給料の調整額に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第２条第２項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。）　施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に２回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧一般職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第２条第２項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア　給料表の適用を異にする異動をした場合

イ　職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなった場合に、それぞれに旧一般職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）